

## 人権政策部

### 男女共同参画課

#### 概要

男女がお互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして個性と能力を十分に發揮できる社会を実現するために、「倉敷市男女共同参画条例」に基づいて「くらしきハーモニープラン～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～」を、市と市民、事業者が連携しながら推進していく。

平成 12 年 10 月	「男女共同参画宣言都市」を宣言
平成 13 年 1 月	「くらしき男女共同参画プラン」(H13. 4～H23. 3) 策定
平成 13 年 4 月	「倉敷市男女共同参画条例」施行
平成 18 年 5 月	「くらしき男女共同参画プラン」改訂
平成 21 年 3 月	「倉敷市DV防止計画」策定
平成 21 年 4 月	「倉敷市男女共同参画条例」改正
平成 21 年 4 月	「配偶者暴力相談支援センター」設置
平成 23 年 3 月	「くらしきハーモニープラン～第二次倉敷市男女共同参画基本計画～」(H23. 4～H28. 3) 策定
平成 27 年 10 月	「日本女性会議 2015 倉敷」開催
平成 28 年 3 月	「くらしきハーモニープラン～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～」(H28. 4～H33. 3) 策定
平成 28 年 4 月	配偶者暴力相談支援業務の対象を高梁川流域圏域の住民に拡大

#### 1 事務分掌

- (1) 男女共同参画に係る総合的な調査、企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の総合調整に関すること。
- (3) 男女共同参画審議会に関すること。
- (4) 男女共同参画推進センターに関すること。
- (5) 男女の人権に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

#### 2 主な業務内容

- (1) 「次期倉敷市男女共同参画基本計画」の策定

令和 3 年度から 7 年度の第四次男女共同参画基本計画を男女共同参画審議会と府内ワーキンググループにおいて策定する。

- (2) 「くらしき男女共同参画フォーラム」の開催

男女が対等なパートナーとしてあらゆる場にともに参画し、それぞれの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、市民による実行委員会に業務委託して、講演やワークショップなど多彩な内容で、10 月に 1,000 人規模のフォーラムを開催する。

### (3) 「(新) 高梁川流域女性活躍推進事業」の開催

高梁川流域圏において女性をはじめとした多様な人材が活躍できるダイバーシティの推進、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会をめざし、企業側・働く側を両輪として、個人、事業所を対象としたセミナーを開催し、新しい働き方（テレワーク等）について具体的なスキルや情報の提供を行う。

### (4) 情報誌「W I T H テリア」の発行

男女がともに手を携えて暮らせる社会の実現をめざすための情報誌として、公募の市民委員とともに編集を行い、年1回、3月に発行する。

（発行部数 3月 13,000 部）

### (5) 「地域リーダー養成講座」の開催

男女共同参画について広く学び、学習の成果を地域で広めてもらうため、また審議会等の委員としての人材を育成するため、「パートナーシップ向上セミナー」を毎年6月より開催し、修了生を地域リーダーとして人材登録する。

### (6) 「男女共同参画週間」の啓発

国際の男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせて、懸垂幕掲示やパネル展示等により市民意識の高揚を図る。

### (7) 「男女共同参画作品展」の開催

毎年、男女共同参画の視点で捉えた作品を市民等から公募し、優秀作品を表彰するとともに、本庁、各支所等で巡回展示する。

### (8) 「ONE STEP UP」の作成配布

固定的な男女の役割分担意識にとらわれない進路選択や人権教育に活用してもらうために、市内の中学校2年生全員に配布している。

学校の人権教育の授業や通常の授業の中で資料として活用したり、場合によっては保護者を対象に研修会などを行う。

### (9) 配偶者暴力被害者保護対策事業

DV被害者保護対策事業として、市内に緊急一時保護施設を確保し、県の一時保護施設に入所するまでの間、市が独自に実施する。

	緊急一時保護（市内）		一時保護所への移送	
	件数	人数	件数	人数
平成30年度	4件	6人	2件	5人
平成31年度	1件	1人	2件	5人

### (10) 各種審議会等への女性委員の積極的登用

「くらしきハーモニープラン」に女性委員の登用率を平成32年度までに40%とすることを盛り込み、各種審議会等への女性委員の登用促進を図る。

(11) 男女共同参画社会づくり表彰

男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会づくりをめざし、各分野に積極的に取り組んでいる個人、事業所を募集し、表彰する。

(12) 男女共同参画推進事業所の認定

市内事業所における男女共同参画を推進するため、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進等に積極的に取り組む事業所を認定する。

3 男女共同参画推進センター（ウィズアップくらしき）

開館時間 9時～17時30分

休館日 月曜日、国民の祝日（月曜日と重なった場合は火曜日）、年末年始  
施設 事務所（相談室、情報コーナー）、談話室、談話コーナー、会議室3室、  
親子ふれあい室

※ 平成9年4月 ライフパーク倉敷内に開設

平成14年7月 くらしきシティプラザ東ビル6階に移転（床面積約580m<sup>2</sup>）

平成18年8月 東ビル活性化のために天満屋誘致を含め西ビルに仮移転

平成20年3月29日 くらしきシティプラザ東ビル6階に再移転(551.3m<sup>2</sup>)

センター利用者数

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人数	17,203	17,876	17,481	18,037	18,893

(1) 男女共同参画を推進する団体の活動支援

センター登録団体等（31団体）の活動拠点として支援を行うとともに、登録団体の自立支援及び市との協力体制を図るため、団体自ら企画・運営を行う事業委託を実施する。（平成31年度10団体へ事業委託）

(2) 相談業務

一般相談のほか、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の相談・支援を行う。

① 電話相談 火曜日から土曜日の9時～17時

② 面接相談（要予約）

・女性の専門家による法律相談（面接日第2・3木曜日）

・センター相談員による面接相談（火～土 9時～17時）

相談件数

※DVの件数は合計に含まれる

	28年度			29年度			30年度			31年度		
	電話	面接	法律									
件数	1,434	251	143	1,426	273	115	1,573	269	106	1,487	265	115
合計	1,799			1,814			1,948			1,867		
DV	719			673			746			784		

※平成28年度から、高梁川流域圏域に対象を拡大

(3) 講座の開催（令和元年度実績）

男女共同参画推進センター主催の講座

- ・プチ・コミュニケーション術講座（全3回）  
・印象が変わる♪美しい姿勢の作り方  
～体に芯ができると心もぶらなくなる～
- ・LGBTとは？私たちにできること
- ・プチ・コミュニケーション術講座フォローアップ術
- ・今さら聞けない！「安全に・楽しく」スマホを使うコツ  
～子どもや家族を危険にさらさないために～
- ・楽しく学ぼう！アンガーマネジメント講座（全3回）  
～イライラの連鎖から笑顔の連鎖へ～
- ・今日から楽しく始める収納術  
～時短と節約につながる整理整頓のコツ～
- ・DV被害者へのメンタルケア  
～医療・支援を通して～
- ・万葉集を生きる男（おのこ）と女（おみな）
- ・ハマイエさんと考えよう！夫婦円滑コミュニケーション